

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

株 式 会 社 セ ラ ク

代 表 取 締 役 宮 崎 龍 己

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認いただき、3頁の「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.seraku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ>

本定時株主総会におきましては、開催日現在の状況に応じ、新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じてまいります。

当日のご出席に併せて書面又はインターネットによる議決権行使もご検討下さいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社役員、運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席されます株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.seraku.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

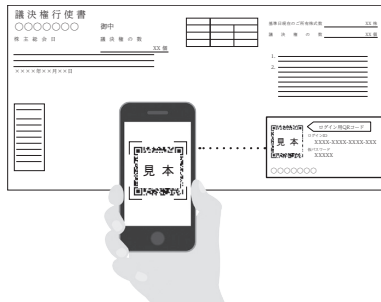
2022年11月24日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

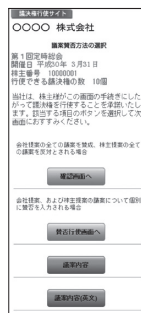
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載
された「ログインID・仮パ
スワード」を入力しクリック
してください。

「ログイン
ID・仮パ
スワード」
を入力
「ログイン」
をクリック

3 新しいパスワードを
登録する。

「新しいパ
スワード」
を入力
「送信」を
クリック

4 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され、緩やかな回復基調にありましたが、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の緊迫化に加え、急激な円安進行、原材料価格やエネルギー価格の高騰などが重なり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが主にサービスを提供する情報産業分野においては、デジタル経済の急速な浸透により、クラウドコンピューティング、AI、IoT、ビッグデータ、RPAなどの先端技術を活用した「デジタルトランスフォーメーション(DX)」推進の活発化に伴うIT投資需要は、堅調に推移するものと見込んでおります。最適なITインフラが企業の経営戦略を支える重要な役割を担い、これら企業の需要に対応する質の高いITエンジニアの採用・育成の必要性が加速度的に高まっております。

このような環境の下、当社グループは当連結会計年度において、エンジニアの純増計画を期初計画459名から630名(+171名増)に引き上げ、良質なエンジニアの育成によるサービスの価値向上に取り組むとともに、社内エンジニアのDXシフトを強化してまいりました。

これらの結果、当社グループの売上高は17,859,101千円(前連結会計年度比17.0%増)、営業利益は886,662千円(前連結会計年度比34.6%減)、経常利益は1,434,021千円(前連結会計年度比21.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は966,159千円(前連結会計年度比22.1%減)となりました。

また、事業分野別のセグメント概況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「みどりクラウド事業」を報告セグメントとして記載する方法に変更したことに伴い、報告セグメントを従来の「システムインテグレーション事業」、「デジタルトランスフォーメーション事業」及び「機械設計エンジニアリング事業」の3区分から、「システムインテグレーション事業」、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「みどりクラウド事業」及び「機械設計エンジニアリング事業」の4区分に変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① システムインテグレーション事業

システムインテグレーション事業においては、既存技術領域でのIT技術支援を推進し、長期安定的な分野であるITインフラ・クラウドテクノロジーや、デジタルクリエイティブ・WEB運営、WEBシステム開発などのサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、引き続き、「ITインフラの設計構築・運用」「システムの開発及び運用」等の成長領域におけるエンジニアの採用及び育成に取り組んでまいりました。また、ビジネスパートナー各社との連携強化による外部リソース活用の拡大に積極的に取り組みました。

これらの結果、当セグメントの売上高は12,958,462千円（前連結会計年度比20.0%増）、セグメント利益は641,080千円（前連結会計年度比28.1%減）となりました。

② デジタルトランスフォーメーション事業

デジタルトランスフォーメーション事業においては、Salesforceの定着化支援を軸としたカスタマーサクセス事業のほかクラウドシステムの構築や運用、企業の情報資産を保護するサイバーセキュリティ等の先端技術を用いたサービスを提供しております。

当連結会計年度において、カスタマーサクセスソリューション事業では、新規顧客開拓に注力したほか、これまで以上の積極的な人材採用や社内エンジニアのDXシフトを強化することにより、Salesforceエンジニアの育成・創出に取り組みました。NTTデータ社及びりそなホールディングス社とのアライアンスにより、更なる新規顧客拡大を加速させてまいります。

Salesforce定着化支援を行っているカスタマーサクセスソリューション事業を分割し（決議日：2022年8月26日、効力発生日：2022年12月1日）、株式会社セラクE C A（株式会社セラクC C Cに商号変更）に承継させることとしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は4,024,308千円（前連結会計年度比8.9%増）、セグメント利益は312,158千円（前連結会計年度比29.5%減）となりました。

③ みどりクラウド事業

みどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスを展開しております。

当連結会計年度において、プラットフォームサービスでは販売代理店とのアライアンス強化を図り、ソリューションサービスにおいては今後の事業拡大に向け、開発体制の強化に注力いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は340,590千円（前連結会計年度比12.2%増）、セグメント損失は63,362千円（前連結会計年度はセグメント損失24,299千円）となりました。

④ 機械設計エンジニアリング事業

機械設計エンジニアリング事業においては、連結子会社である株式会社ピーズエンジニアリングでの3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービス、実験や性能検査などの品質管理に関わる技術を提供しておりますが、新たな技術提供の領域として、通信建設や情報通信のサービスも拡大いたしました。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市況の影響はあるものの、徐々にニーズの回復がみられ、稼働率が向上したことと、新しい技術領域での案件獲得が図られたことにより、売上は堅調に推移いたしました。引き続き、各領域での案件獲得が期待されることから、企業規模拡大に向け積極的に採用及び育成に取り組んでまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高は565,334千円（前連結会計年度比19.6%増）、セグメント利益は641千円（前連結会計年度比98.7%減）となりました。

⑤ その他事業

その他事業においては、連結子会社である株式会社セラクCCCでの有料職業紹介・人材派遣・IT技術教育講座等のサービスを提供しております。

当連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市況の悪化が続いていることから、当社グループにおける今後の方針について検討を進めてまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高はありませんでした（前連結会計年度は2,835千円）。セグメント損失は3,855千円（前連結会計年度はセグメント損失1,872千円）となりました。

事業別売上高

事業別	期別	第34期		第35期 (当連結会計年度)		前期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		千円	%	千円	%	%
システムインテグレーション事業		10,799,029	70.7	12,958,462	72.4	20.0
デジタルトランスフォーメーション事業		3,696,508	24.2	4,024,308	22.5	8.9
みどりクラウド事業		303,550	2.0	340,590	1.9	12.2
機械設計エンジニアリング事業		472,619	3.1	565,334	3.2	19.6
その他事業		2,835	0.0	—	—	△100.0
調整額		△11,101	—	△29,594	—	—
計		15,263,442	100.0	17,859,101	100.0	17.0

(注) 部門間取引については、相殺消去しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額51,882千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、大阪支社及び名古屋支社オフィス内装工事及び増床に伴う建物並びに工具、器具及び備品として33,811千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第32期 2019年8月期	第33期 2020年8月期	第34期 2021年8月期	第35期 (当連結会計年度) 2022年8月期
売上高(千円)	11,410,214	13,771,620	15,263,442	17,859,101
経常利益(千円)	737,275	1,165,242	1,836,704	1,434,021
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	440,945	654,002	1,240,783	966,159
1株当たり当期純利益(円)	32.03	47.50	89.82	69.36
総資産(千円)	5,370,727	7,342,372	8,730,681	9,620,428
純資産(千円)	2,811,690	3,429,730	4,616,288	5,519,152
1株当たり純資産額(円)	204.09	248.82	331.77	395.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第32期 2019年8月期	第33期 2020年8月期	第34期 2021年8月期	第35期 (当事業年度) 2022年8月期
売上高(千円)	11,157,711	13,335,643	14,799,088	17,323,361
経常利益(千円)	801,716	1,217,199	1,776,387	1,443,406
当期純利益(千円)	505,732	706,320	1,140,715	968,717
1株当たり当期純利益(円)	36.74	51.30	82.58	69.54
総資産(千円)	5,398,984	7,399,513	8,694,182	9,581,078
純資産(千円)	2,893,475	3,557,025	4,647,325	5,548,676
1株当たり純資産額(円)	210.03	258.06	334.00	397.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ピーズエンジニアリング	100,000千円	100.0%	機械設計受託業務、3DCAD教育・機械製図教育、機械設計技術者派遣
株式会社セラクCCC	100,000千円	100.0%	クラウドシステムの運用・定着化支援事業などのIT関連事業

(注) 2022年8月に株式会社セラクE C Aは株式会社セラクCCCに社名変更いたしました。株式会社ピーズエンジニアリングは株式会社セラクビジネスソリューションズに社名変更の予定です。

(6) 対処すべき課題

現在のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され、緩やかな回復基調にありましたが、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の緊迫化に加え、急激な円安進行、原材料価格やエネルギー価格の高騰などが重なり、先行きは不透明な状況が続いております。そのような中、当社グループの将来の業績は、技術力の高いエンジニアの確保とその稼働率の多寡にかかっております。これを実現するために、優秀な人材の採用及び育成、営業の強化、新規事業の開発と拡大、企業の社会的責任への取り組み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について、バランスを取りながら持続して強化を図ることが最大の課題であると認識しております。

そこで、当社グループは、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

① 優秀な人材の確保、育成

当社グループは、顧客にIT技術を提供できる人材を自社で採用し、入社後の技術研修をはじめとした社内教育を行うことでIT技術とビジネススキルを備えた人材を顧客に提供できることを強みとしております。

そのため当社グループでは、現在の採用活動及び研修制度をさらに発展させ、素養の高い人材の採用強化を図るとともに、高難度のIT技術研修を実施することで、質の高いサービス提供の実現に取り組んでまいります。

② 営業の強化

優秀なエンジニアの育成には、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるための案件の確保が必要となり、これを実現するための営業力が必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、営業個人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備や多様な営業手法の導入を行ってまいります。また、営業体制を拡大することや顧客満足の上昇を図るため営業部門と技術部門の連携強化についても取り組んでまいります。

③ 新規事業の開発と拡大

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発と拡大が重要と考えております。

以前から取り組んでいる「みどりクラウド」をはじめとした農業IoT分野をさらに拡大させるとともに、引き続き社会経済のニーズを捉えた新規事業の研究開発にも取り組んでまいります。

④ 企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の一つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきまして徹底した取り組みを図ってまいります。

(イ) 企業統治に係る責任の自覚

当社グループは、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

(ロ) 企業モラルの堅持

当社は、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、ISO27001（ISMS）、プライバシーマークを取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び随時に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業環境の変化を注視し健康管理や感染予防を徹底するとともに、業務管理方法の改善などを推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業	主要サービス
システムインテグレーション事業	ITインフラ、クラウドテクノロジー、デジタルクリエイティブ、WEB運営、WEBシステム開発等
デジタルトランスフォーメーション事業	Salesforceなどの定着化を支援するカスタマーサクセスソリューション、クラウドシステムの構築や運用、サイバーセキュリティ、IoT・AIを用いたデータサイエンス等
みどりクラウド事業	ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービス等
機械設計エンジニアリング事業	3DCAD分野の技術提供、機械・金型など受託設計のサービス提供等
その他事業	有料職業紹介・人材派遣・IT技術教育講座のサービス提供等

(8) 主要な事業所 (2022年8月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
札幌支社	北海道札幌市中央区北一条西五丁目2番9号
横浜支社	神奈川県横浜市神奈川区栄町5番地1
名古屋支社	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
大阪支社	大阪府大阪市西区鞆本町一丁目11番7号
福岡支社	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(9) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
3,373名	30.3歳	3.4年

(注) 使用人数は、就業従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2022年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	450,000千円
株式会社みずほ銀行	100,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
株式会社千葉銀行	100,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 49,376,000株

(2) 発行済株式の総数 13,954,000株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は51,600株増加しております。

(3) 株主数 6,572名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
宮崎龍己	5,882,000株	42.15%
宮崎浩美	1,177,000株	8.43%
株式会社宮崎	952,000株	6.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	784,400株	5.62%
特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行	576,000株	4.13%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	160,200株	1.15%
セラク従業員持株会	140,400株	1.01%
吉野明昭	100,000株	0.72%
上田八木短資株式会社	99,400株	0.71%
志野文哉	96,800株	0.69%

(注) 持株比率は、自己株式 (130株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権
発行決議の日	2018年2月15日
新株予約権の数	67個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,700株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 910円 (1株当たり 9.1円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 69,000円 (1株当たり 690円)
新株予約権の行使期間	2020年3月1日 ～2026年2月28日
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	67個 (1名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	67個 (1名)
うち監査役	—

	第7回新株予約権
発行決議の日	2020年8月6日
新株予約権の数	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 60,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 1,331円 (1株当たり 13.31円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 118,800円 (1株当たり 1,188円)
新株予約権の行使期間	2022年9月1日 ～2028年8月31日
新株予約権の行使の条件	(注)
役員への交付状況	600個(3名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	600個(3名)
うち監査役	—

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③ その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第8回新株予約権
発行決議の日	2022年2月15日
新株予約権の数	1,040個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 104,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 1,297円 (1株当たり 12.97円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 117,900円 (1株当たり 1,179円)
新株予約権の行使期間	2024年3月1日 ～2030年2月28日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③ その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮 崎 龍 己	株式会社セラクCCC 代表取締役 株式会社宮崎 代表取締役
専務取締役	宮 崎 浩 美	システムインテグレーション本部長 株式会社ピーズエンジニアリング 取締役 株式会社セラクCCC 取締役
常務取締役	小 関 智 春	経営管理本部長 株式会社ピーズエンジニアリング 代表取締役
取 締 役	西 村 光 治	弁護士法人松尾綜合法律事務所 弁護士
取 締 役	山 崎 直 昭	
常勤監査役	吉 本 寿 樹	株式会社ピーズエンジニアリング 監査役 株式会社セラクCCC 監査役
監 査 役	芹 沢 俊 太 郎	みさき監査法人 統括代表社員 TRAD税理士法人 代表社員
監 査 役	勝 呂 和 之	勝呂会計事務所 所長 コンフィアンサ税理士法人 代表社員

- (注) 1. 取締役西村光治氏及び山崎直昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西村光治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し幅広い知識と豊富な知見を有しております。
4. 取締役山崎直昭氏は、金融から一般事業法人に至るまで複数の企業経営に精通し幅広い知識と豊富な知見を有しております。
5. 監査役芹沢俊太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役勝呂和之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社では、業務執行の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、2022年8月31日現在の執行役員は、宮崎浩美氏、小関智春氏、米谷信吾氏の3名で構成されております。
8. 取締役西村光治氏及び山崎直昭氏、監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(3) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「(5) ②重要な子会社の状況」(12頁)に記載の当社の子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在籍していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針に係る事項

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会にて決議しており、報酬等はその役位、職責、在任年数等を基準とし決定いたします。

また、株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において決定し、取締役の報酬等の額については、固定報酬のみにより構成しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、役員報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。また、当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、3名であります。なお、2015年11月26日の定時株主総会決議により、役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

役員報酬限度額	取締役	240,000千円
(1事業年度)	監査役	20,000千円

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に係る事項

当社は、各取締役に支給する基本報酬の額並びに賞与の個人別の業績評価及び額については、取締役会決議内容に基づき代表取締役社長宮崎龍己にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定することを基本方針としております。

個別報酬額については、上記方針に基づき、代表取締役社長に一任する旨を取締役会で決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

監査役の報酬については、会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役の協議により決定しております。

固定報酬：業績並びに各人の業績貢献度、役割遂行度等を総合的に勘案して決定しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

該当する事項はありません。

⑤ 非金銭報酬に関する事項

該当する事項はありません。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	79,404	79,404	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8,604	8,604	—	—	1
社外取締役	7,200	7,200	—	—	3
社外監査役	6,600	6,600	—	—	2
合計	101,808	101,808	—	—	9

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	西 村 光 治	弁護士法人松尾綜合法律事務所	弁護士
取 締 役	山 崎 直 昭	兼務する法人等はありません	
監 査 役	芹 沢 俊 太 郎	みさき監査法人 TRAD税理士法人	統括代表社員 代表社員
監 査 役	勝 呂 和 之	勝呂会計事務所 コンフィアンサ税理士法人	所長 代表社員

(注) 兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	西 村 光 治	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	山 崎 直 昭	就任以降に開催された取締役会の全てに出席し、主に経験豊富な経営者としての見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	芹 沢 俊 太 郎	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に会計士としての見地から適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また、監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。
監査役	勝 呂 和 之	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての見地から適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。
- ② 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。
- ③ 当社グループは、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。
- ④ 反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
- ⑤ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。
- ② 職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。
- ② 子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報を共有し連携を図る。
- ③ 子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表若しくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
- ④ 子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。
- ⑤ 子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

(7) 監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。

(8) 監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

- (9) 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
- (イ) 当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項
 - (ロ) その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ハ) 重要な訴訟・係争事項
 - (ニ) 社内規程の違反で重大な事項
 - (ホ) その他、上記に準じる事項
- ② 当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。
- ③ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。
- (10) 監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。
- (11) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 取締役は、監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
- ② 監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
- ③ 監査役は、取締役及び従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
- ④ 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
- ⑤ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。
- ⑥ 取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
- ⑦ 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- ⑧ 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- ⑨ 取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ⑩ 監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制の整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、全統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率性にも着目し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,260,076	流動負債	3,828,899
現金及び預金	5,658,860	買掛金	159,590
売掛金及び契約資産	2,336,637	1年内返済予定の長期借入金	600,000
仕掛品	29,306	未払金	1,251,202
原材料	56,714	未払法人税等	244,557
その他	180,212	未払消費税等	408,820
貸倒引当金	△1,655	賞与引当金	912,916
固定資産	1,360,352	受注損失引当金	896
有形固定資産	207,318	その他	250,915
建物	158,670	固定負債	272,376
工具、器具及び備品	40,058	長期借入金	150,000
その他	8,590	退職給付に係る負債	113,074
無形固定資産	9,785	その他	9,302
のれん	6,843	負債合計	4,101,275
ソフトウェア	1,279	(純資産の部)	
その他	1,662	株主資本	5,510,259
投資その他の資産	1,143,248	資本金	306,232
投資有価証券	118,340	資本剰余金	503,982
繰延税金資産	449,378	利益剰余金	4,700,243
敷金及び保証金	241,783	自己株式	△199
保険積立金	292,290	その他の包括利益累計額	3,987
その他	41,454	その他有価証券評価差額金	79
資産合計	9,620,428	退職給付に係る調整累計額	3,908
		新株予約権	4,906
		純資産合計	5,519,152
		負債・純資産合計	9,620,428

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,859,101
売 上 原 価		13,954,524
売 上 総 利 益		3,904,576
販売費及び一般管理費		3,017,913
営 業 利 益		886,662
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,622	
助成金収入	543,041	
そ の 他	6,207	550,871
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,512	3,512
経 常 利 益		1,434,021
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	443	443
特 別 損 失		
固定資産除却損	606	
投資有価証券評価損	10,711	11,318
税金等調整前当期純利益		1,423,146
法人税、住民税及び事業税	513,264	
法人税等調整額	△56,276	456,987
当 期 純 利 益		966,159
親会社株主に帰属する当期純利益		966,159

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	304,085	501,835	3,805,677	△199	4,611,398
会計方針の変更による累積的影響額			6,260		6,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	304,085	501,835	3,811,937	△199	4,617,659
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,146	2,146			4,293
剰 余 金 の 配 当			△77,852		△77,852
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			966,159		966,159
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,146	2,146	888,306	—	892,599
当 期 末 残 高	306,232	503,982	4,700,243	△199	5,510,259

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高					
会計方針の変更による累積的影響額			888		6,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,051	△163	888	4,001	4,622,548
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					4,293
剰 余 金 の 配 当					△77,852
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益					966,159
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△972	4,071	3,098	905	4,004
当 期 変 動 額 合 計	△972	4,071	3,098	905	896,603
当 期 末 残 高	79	3,908	3,987	4,906	5,519,152

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社ピースエンジニアリング
株式会社セラクCCC

(注) 2022年8月に株式会社セラクECAは株式会社セラクCCCに社名変更いたしました。株式会社ピースエンジニアリングは株式会社セラクビジネスソリューションズに社名変更の予定です。

非連結子会社の名称等

該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産……………定率法（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	8～18年
工具、器具及び備品		4～15年

b. 無形固定資産……………定額法（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

c. 受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌年度に費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。

派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

b. ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

c. みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。

設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から顧客への引渡しが完了するまでの期間が通常の間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産業向けのクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は顧客との契約の完了時に一時点で収益認識していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積ることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は89,004千円増加し、売上原価は63,716千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34,311千円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は6,260千円増加しております。また、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当期連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「保険積立金」は208百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
当社の繰延税金資産(純額)	443,916

繰延税金負債と相殺前の金額は443,951千円であります。

なお、連結貸借対照表の計上額は449,378千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に基づく企業の分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等、将来の課税所得の十分性を考慮して、回収可能性があると判断した金額を繰延税金資産として計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づいて判断しており、その主要な仮定は、当社の期末における将来減算一時差異の解消見込時期であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は経営者の判断を伴うため、将来の課税所得や将来減算一時差異の解消見込時期の見積りが予想と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類について重要な影響を与える可能性があります。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務の充足に係る売上高 89,004千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。

案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数（外注工数を含む）であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

154,734千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式数の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式数(株)	13,902,400	51,600	-	13,954,000

(注) 当連結会計年度中の増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式数(株)	130	-	-	130

(注) 当連結会計年度中の自己株式の増減はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	77,852千円	5円60銭	2021年8月31日	2021年11月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	120,003千円	8円60銭	2022年8月31日	2022年11月28日

(4) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 209,400株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、格付の高い債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、格付の高い債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等によるリスクに晒されておりますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握し、その保有状況を継続的に見直しております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社の財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	100,114	100,114	—
資産計	100,114	100,114	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	750,000	748,380	1,619
負債計	750,000	748,380	1,619

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	18,226

(注) 上記については、上表の(2)投資有価証券には含めておりません。

(注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,658,860	—	—	—
売掛金	2,201,240	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの 債券(社債)	—	100,000	—	—
合計	7,860,100	100,000	—	—

(注) 3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定 を含む)	600,000	150,000	—	—	—	—
合計	600,000	150,000	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	100,114	—	—	100,114

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	748,380	—	748,380

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	システムイン テグレーション	デジタルト ランスフォー メーション	みどり クラウド	機械設計 エンジニア リング	計		
売上高							
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	12,206,518	3,591,081	227,623	535,739	16,560,963	—	16,560,963
一時点で移転される財又はサービス	751,944	433,226	112,967	—	1,298,137	—	1,298,137
顧客との契約から生じる収益	12,958,462	4,024,308	340,590	535,739	17,859,101	—	17,859,101
外部顧客への売上高	12,958,462	4,024,308	340,590	535,739	17,859,101	—	17,859,101

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (売掛金)	1,807,346	2,201,240
契約資産	13,657	135,397
契約負債	35,450	70,535

契約資産は、顧客との財又は役務提供による契約について、期末日時点で未請求の対価に対する当社及び連結子会社に関するものであり、成果物の納品または検収に伴い対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無い場合、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

10.1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	395円18銭
1株当たり当期純利益	69円36銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しておりますが、当社グループにおいては、当連結会計年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当連結会計年度末における一定の期間にわたり履行義務の充足に係る売上高及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(吸収分割)

当社は、2022年8月26日開催の取締役会において、2022年12月1日(予定)を効力発生日として、当社におけるSalesforce定着化支援を行っているカスタマーサクセスソリューション事業(以下「CSS事業」という)を分割し、当社の完全子会社である株式会社セラクCCCに承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

①承継先企業の名称

株式会社セラクCCC

②分割する事業の内容

クラウドシステム運用・定着化支援事業

③当該吸収分割を行う主な理由

企業のIT投資が「システムの構築」から「システムの活用と成果拡大」に移行する中、クラウドシステムの運用・定着化という新しい市場の成長性が非常に高まっております。そこで、セラクグループにおけるDX領域の成長を更に加速させるため、CSS事業を当社から分離・独立事業化し、子会社における意思決定及び事業展開を加速することで、事業規模の拡大に迅速に対応し、顧客・社会への貢献を最大化させるべく事業成長を図ってまいります。

④当該吸収分割効力発生日(予定)

2022年12月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を分割会社とし、株式会社セラクCCCを承継会社とする簡易吸収分割です。

⑥会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,033,596	流動負債	3,757,404
現金及び預金	5,491,444	買掛金	165,121
売掛金	2,277,568	1年内返済予定の長期借入金	600,000
仕掛品	29,306	未払金	1,182,767
原材料	56,714	未払費用	150,373
前渡金	10,076	未払法人税等	244,197
前払費用	160,475	未払消費税等	391,587
その他	9,666	預り金	24,308
貸倒引当金	△1,655	賞与引当金	901,416
固定資産	1,547,482	受注損失引当金	896
有形固定資産	206,368	その他	96,734
建物	157,720	固定負債	274,997
工具、器具及び備品	40,058	長期借入金	150,000
その他	8,590	退職給付引当金	115,695
無形固定資産	2,208	その他	9,302
ソフトウェア	620	負債合計	4,032,401
電話加入権	1,587	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,338,905	株主資本	5,543,691
投資有価証券	118,340	資本金	306,232
関係会社株式	204,782	資本剰余金	503,982
繰延税金資産	443,916	資本準備金	218,382
敷金及び保証金	238,119	その他資本剰余金	285,600
保険積立金	292,290	利益剰余金	4,733,676
その他	41,454	利益準備金	11,290
資産合計	9,581,078	その他利益剰余金	4,722,385
		別途積立金	31,700
		繰越利益剰余金	4,690,685
		自己株式	△199
		評価・換算差額等	79
		その他有価証券評価差額金	79
		新株予約権	4,906
		純資産合計	5,548,676
		負債・純資産合計	9,581,078

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,323,361
売 上 原 価		13,532,147
売 上 総 利 益		3,791,214
販売費及び一般管理費		2,901,817
営 業 利 益		889,396
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,621	
助成金収入	539,257	
業務受託料	10,440	
その他の	6,204	557,522
営 業 外 費 用		
支払利息	3,512	3,512
経 常 利 益		1,443,406
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	443	443
特 別 損 失		
固定資産除却損	606	
投資有価証券評価損	10,711	11,318
税引前当期純利益		1,432,531
法人税、住民税及び事業税	512,904	
法人税等調整額	△49,090	463,813
当 期 純 利 益		968,717

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金
当 期 首 残 高	304,085	216,235	285,600	501,835	11,290
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	304,085	216,235	285,600	501,835	11,290
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,146	2,146		2,146	
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,146	2,146	-	2,146	-
当 期 末 残 高	306,232	218,382	285,600	503,982	11,290

	株 主 資 本					評価・換算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計			
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別途 積立金	繰越利益 剰余金						
当 期 首 残 高	31,700	3,793,560	3,836,550	△199	4,642,272	1,051	4,001	4,647,325
会計方針の変更による累積的影響額		6,260	6,260		6,260			6,260
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,700	3,799,820	3,842,811	△199	4,648,532	1,051	4,001	4,653,585
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行					4,293			4,293
剰余金の配当		△77,852	△77,852		△77,852			△77,852
当期純利益		968,717	968,717		968,717			968,717
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△972	905	△67
当期変動額合計	-	890,865	890,865	-	895,158	△972	905	895,091
当 期 末 残 高	31,700	4,690,685	4,733,676	△199	5,543,691	79	4,906	5,548,676

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券 …………… 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …………… 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料 …………… 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法 (リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産 …………… 定額法 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 …………… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の翌年度に費用処理しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。

派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

b. ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

c. みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。

設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から顧客への引渡しが完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産業向けのクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は顧客との契約の完了時に一時点で収益認識していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は89,004千円増加し、売上原価は63,716千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34,311千円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は6,260千円増加しております。また、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当期計算書類等に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「保険積立金」は208百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産(純額)	443,916

繰延税金負債と相殺前の金額は443,951千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の同一であるため、記載を省略しております。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務の充足に係る売上高 89,004千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準第96項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。

案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数（外注工数を含む）であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

152,487千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,161千円
短期金銭債務	5,530千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業費用	30,074千円
営業取引以外の取引による取引高	10,440千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式数(株)	13,902,400	51,600	-	13,954,000

(注) 当事業年度中の増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式数(株)	130	-	-	130

(注) 当連結会計年度中の自己株式の増減はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	77,852千円	5円60銭	2021年8月31日	2021年11月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	120,003千円	8円60銭	2022年8月31日	2022年11月28日

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 209,400株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、助成金収入、退職給付引当金の否認等であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

株式会社ピーズエンジニアリングについては「役員及び個人主要株主等」に記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決 権等 の所 有 (被 所有) 割合 (%)	関連 当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期 末 残 高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	株式会社ピーズエンジニアリング	東京都新宿区	100,000	機械設計受託業他	(所有)直接 100.0	業務の受託	業務受託料の受取	10,440	未収入金	3,134
						業務の委託	業務委託料の支払	30,074	買掛金	5,530

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容及び発生コスト等を勘案し、両者協議の上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	397円29銭
1株当たり当期純利益	69円54銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

（追加情報）

（新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しておりますが、当社においては、当事業年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における一定の期間にわたり履行義務の充足に係る売上高及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（吸収分割）

連結計算書類「連結注記表（追加情報）（吸収分割）」と同一であるため、記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社セラク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セラクの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社セラク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セラクの2021年9月1日から2022年8月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、その職務の執行状況について報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

株式会社セラク 監査役会

常勤監査役	吉本 寿樹	㊟
社外監査役	芹沢 俊太郎	㊟
社外監査役	勝呂 和之	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用いる一方、株主の皆様に対する利益還元も考慮して、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金 8 円60銭
総額 120,003,282円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年11月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を一部変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規程を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規程(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は記録をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター



- 交通 「西新宿駅」 1番出口より徒歩3分 (丸ノ内線)
 - 「都庁前駅」 E5出口より徒歩6分 (大江戸線)
 - 「新宿西口駅」 D4出口より徒歩11分 (大江戸線)
 - 「新宿駅」 西口より徒歩15分 (JR線・丸ノ内線・大江戸線等)
- (お車でのご来場はご遠慮ください)